

## 令和3年第1回砂川市議会定例会

令和3年3月15日（月曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について  
議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第 7 号 令和3年度砂川市一般会計予算  
議案第 8 号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9 号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算  
[第2予算審査特別委員会]

#### 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第27号 砂川市オースポーツランドの指定管理者の指定について  
議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

[第2予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議長 水島 美喜子 君	副議長 増山 裕司 君
議員 中道 博武 君	議員 多比良 和伸 君
佐々木 政幸 君	高田 浩子 君
飯澤 明彦 君	増井 浩一 君
北谷 文夫 君	沢田 広志 君
辻 熱君	小黒 弘君

○欠席議員（0名）

○ 議会出席者報告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村久治
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形譲
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斎藤亜希子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第27号 砂川市オースポーツランドの指定管理者の指定について

議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について

議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市オーツスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題といたします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第15号から第19号、第21号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○高田浩子議員 すみません。今18号と21号に対して質問しようと考えていたのですが、聞きそびれてしまいまして、一括総括質疑の中に入っていましたか。

○議長 水島美喜子君 ただいま指名しましたので、どうぞ。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、条例について質疑をさせていただきます。

東日本大震災と福島原発事故から10年がたちました。国や電力会社は、原発が地震や津波で被災する危険を事前に承知しているながら、何ら対策を取らないままに原発を推進してきました。その結果、多くの命、暮らし、そして故郷が失われました。今も4万人の方々が故郷を離れて暮らしています。私たちは、3月11日の地震で犠牲になられた方々を心から追悼し、また親しい人を亡くされた方々、たくさんのものを失い、傷を負った方々に心から連帯するとともに、国の被災者支援の打切りを絶対に許さず、生活再建に向かい国が全面的に責任を果たすよう訴えています。

今回の条例ですけれども、議案第18号、砂川市学童保育条例の一部改正について、今回の条例により北光学童保育所の運営が委託から市の直営に変わることになりますが、北光学童保育所の保護者にとって負担金はどのようにかかるのか。

そして、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、保険料据置きの砂川市としての考え方について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から学童保育と介護保険料について、ご答弁させてもらいます。

今回の条例改正により北光学童保育所の保護者にとって保育料はどう変わらのかというご質問でございます。北光学童保育所は、平成18年度の開設以来地域の保護者の団体に運営を委託する公設民営の方式で事業を実施しており、保育料につきましては指導員の方に有償ボランティアでお引受けいただくなど地域として独自の運営に取り組まれ、市が直営で運営している学童保育所よりも安価な保育料が設定されてきたところでございます。今回の条例改正案は、保護者の団体から指導員の確保が厳しい状況となり、学童保育所の運営を続けていくことが困難となった旨の申出を受けたため市の直営による運営に切り替えるものでありますが、保育料につきましては現在は砂川市学童保育条例施行規則第8条第3項で定める受託団体が事業に要する経費の実費相当分を保護者から徴収することができる規定に基づき通年入所で1人月額6,000円、短期入所で1人日額600円、延長保育は1人日額200円を徴収しているのに対し、令和3年度からは砂川市学童保育条例第6条の規定に基づき通年入所が1人月額9,000円で3,000円の増額、短期入所が1人日額700円で100円の増額、延長保育が1人日額200円で現在と同額となる予定でございます。なお、この保育料の変更につきましては、昨年12月に保護者の会の代表の方から令和3年度の受託を辞退する意向が示された際に現在地での実施及び保育料の改定など市の直営化に伴う運営方法の変更点についてもご説明をし、理解を得ているところでございます。

続きまして、介護保険料の据置きの考え方についてでございます。介護保険料につきましては、介護保険法により市町村介護保険事業計画の3年を単位とした計画期間ごとに介護保険事業計画に定める保険給付費等の見込額、国庫負担金等の見込額、第1号被保険者数の見込み数に基づき計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されるものでございます。また、各年度で黒字額が生じた場合には介護給付費準備基金として積み立てて、次年度以降に備えることができ、寄附実績が見込額を上回る場合等は積み立てた介護給付費準備基金の取崩しや都道府県が設置する財政安定化基金から資金の貸付けを受けられるものでございます。今回の介護保険料の改定に当たりましては、砂川市介護保険事業計画において国の介護報酬改定を加味した令和3年度から令和5年度までの3年間の保険給付費等を踏まえ、高齢者の人口や要介護、要支援の認定者数、居宅や施設介護のサービス量などにより推計した結果、サービス利用者数の増加などにより給付費等が伸びることが見込まれ、この内容について保健医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者から構成される砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会においてご協議をいただき、介護保険

料を算定したものでございます。これにより、必要な保険料は月額保険料基準額5, 300円、年額では6万3, 600円と算出されたところでございますが、令和2年度末の介護給付費準備基金の残高見込額約8, 100万円から約6, 400万円を取り崩すことでの第8期の月額保険料基準額を300円引き下げて5, 000円とし、年額では6万円とするものでございます。保険料の据置きの考え方についてでございますが、現行の基準額4, 600円に据え置いた場合、基金の残高見込額全額を取り崩しても3年間で約7, 000万円以上の不足額が生じることが見込まれ、この不足額を賄うためには財政安定化基金から貸付けを受けることになりますが、これにつきましては次期第9期の計画期間中に返済することが必要となります。現行のまま据え置くことにより次期計画期間中に必要と見込まれる月額保険料基準額に返済のため必要となる400円程度が加算されることになりますので、本来第8期の計画期間中に見込まれる保険給付費等に必要な保険料を第9期に先送りして負担していただくことにつながるものもあることから、保険料の据置きはできないと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順に2回目の質問に入っていきたいと思います。

まず、学童保育の条例についてですけれども、学童保育は放課後児童対策の推進ということで、子供の居場所の確保が重要なこととなっております。そして、1年生から3年生については、特に家で鍵っ子となることがないように取り組むことが非常に大切ではないかと言われております。深川市は、今年度から3, 400円、ほかにおやつ代でしたけれども、多子児童に対して半額、そして無料、ひとり親家庭が半額というようなことも考えられているようです。子供らしい生活、発達は子供が自由な意思によって生活の中にある時間、空間、活動、集団を食べて自分を太らせていくことが子供の発達にふさわしいということが言われています。子供のふさわしい発達に対して大人が責任を持って安心、安全な対策を取ることが非常に大切ではないかと言われています。近隣の市町村は滝川市3, 000円、江別市3, 000円、それから深川市は3, 400円プラスおやつ代、そして旭川市は4, 000円プラスおやつ代、そして新十津川町は1, 500円になっております。近隣の市町村から見ても突出しているのです、金額が。全国の学童クラブの負担額について私の手元にありますけれども、先ほど部長からの話にありましたように、放課後児童クラブの利用者負担については事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるとあります。そして、市町村に対する調査ということで、利用料の減免を行っているというところが数多くあります。その中には生活保護受給世帯、市町村非課税世帯、所得非課税世帯、そして市町村民税額の非課税世帯、就学援助受給世帯、ひとり親世帯、兄弟、姉妹利用など様々な減額がされているのです。今回も、先ほど伝えましたように、深川市は多子児童に対して減額するという措置を行いました。私の手元に全国の利用料についてありますけれども、2, 000円未満、そして2, 000円から4, 0

00円、4,000円から6,000円、やはり4,000円から6,000円が非常に多くて、次に6,000円から8,000円というところが多くなっております。そして、それ以上になりますと非常に少なくて、私も実際に北海道学童保育連盟協議会というところにも連絡させていただきましたけれども、自治体で行っている学童保育事業で9,000円という額は非常に珍しいと。全くないことはないらしいのですけれども、非常に少ないみたいなのです。自治体が、これが札幌市などは民設でありますと補助の割合も違いますし、その中でやらなければいけないので、1万円という単位はあるみたいなのですけれども、民設ではなく公設ですので、公設ですと市の負担額も少し多くして、保護者の負担額を減らす。近隣の市町村と比べても突出しているのです。実際に私は新十津川とか滝川ともお話を聞きに行ったのですけれども、原因は保育料が高いために保護者が子供を入れることができないので、保護者が学童保育を辞退する。保育園だと無料だった、今は無償化になっておりますけれども、給食費等で軽減もされて、無料であった保護者も砂川市は軽減がないので、9,000円なのです。9,000円は家計から見てどれぐらいの負担額になるか。この間から私はプレミアム商品券についても、1万円を家計の中で工面することが非常に大変だというお話を市民の方からも受けて、お伝えしたところであります。そして、5,000円単位でということも決定したことあります。今コロナ禍で大変なのです。大変な中で3,000円の増額です。そして、砂川市の場合は市独自の軽減もないわけですから、2人だと6,000円の増額、そして3人だと何と9,000円の増額になってしまふのです。そして、実際に北光の学童の方でも2人通わせておられる方もいらっしゃるようです。そうなると、6,000円の負担増なのです。このコロナ禍でこれだけの負担増を保護者に担つていいのかということで大変疑問に思うところでありますけれども、2回目の質問としまして、3,000円増となって、今も伝えましたけれども、兄弟で利用する場合には6,000円の負担増になる。保護者にとって運営方式の変更による急激な負担増を避けるためにまず北光の学童保育に通われている方々、12月に説明会をしたということありましたけれども、諦めているのです、最初から。砂川市、9,000円、そうなのだ、高いなど。それで、保育園から小学校に上がるときに9,000円はちょっと。低所得だともちろん9,000円を出すことできません。出すことができないので、子供独りで不安だけれども、留守番をさせよう、させなければいけない。そして、鍵っ子になってしまったり、今回全国的には、砂川市が全部当てはまるものでもないかもしれませんのが、DVですか家庭内暴力、様々な危険があるわけです。火の始末もううです。大変危ないなと思っても保護者の方が我慢して、仕方なく入所することができない、そういう実態があるわけなのです。それで、保育料について減免する考えがないかについてまず伺います。そして介護のほうですけれども、介護保険は20年になります。そして、第8期に入ります。2000年に始まった同制度は3年ごとの保険料改定で平均保険料は2倍を超えた。しかも、介護サービスの取上げ、介護施設の慢性的な不足で介

護難民、介護離職が社会問題化しており、保険あって介護なしという状況です。保険料の引下げをはじめ、コロナで奮闘する事業所への支援、そして住民、利用者の負担軽減、職員の処遇改善、公的給付の拡充など介護保険制度の改善を求めています。そして、日本弁護士会では新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置における利用者負担の撤回と公費による財政支援の拡充を求める会長声明を出しました。介護報酬を月4回まで算定できます。このように福祉サービスを提供する公的責任のさらなる後退につながりかねないと指摘して、国に対して求めています。このように、先ほどの部長の話の中でもありましたように、軽減をされるのですけれども、結果として上がってしまうのです。先ほどからの学童のほうでもお話をしましたけれども、今コロナ禍で家計は大変なのです。この大変な時期に負担しなければいけないということは、金額に差が多少ありますけれども、その点についても、今やっている中で最大限度というような話もありましたけれども、その中で今後も取り組んでいってもらいたいと思いますが、今回被保険者の段階別の被保険者数の増額になる方々はどれぐらいいるのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 それぞれご答弁させていただきたいと存じますが、まず学童保育の保育料でございます。他市町の状況等もお知らせいただきしておりますが、金額だけをもって比較をするというのではなくて、それぞれの町の提供しているサービスにも違いがございます。砂川で申しますと、この9,000円の中には毎日おやつが出ます。長期の休業中には2回出ますので、そういった金額も含めております。また、安心、安全な対策という議員さんのお話でもございましたように、ほかの都市では児童館方式で場だけを提供しますと。子供たちの保育に携わる職員の数というのもそれぞれの町で違うのではないかと考えております。また、負担の割合ということでございまして、私たちは原則かかる経費の5割程度を負担していただくというような基本的な考え方を持っております。ただ、もちろんの事情で逆に市とか補助金の負担のほうが大きくなって、5割を保護者の方の負担、割り込んでいる状況でございます。そういった状況でもこのコロナ禍でできる限り保護者の負担の軽減をという考え方から、負担割合5割を割り込んでいますけれども、この9,000円というのは維持していきたいと考えているところでございます。

また、介護保険料のお話でございます。増額になる、増額の影響を受けるというお話でございますが、基準額を改定する、見直した結果6万円になります。5万5,200円が6万円になります。これが9段階あるうちの第5段階の階層でございまして、こちらについては被保険者全員が改定の影響を受けることになりますので、予算書の355ページに保険料の被保険者数というのが段階別に記載がございまして、第1段階の方が1,381人と想定しております。また、第2段階、750人、第3段階が685人と、予算書を見ていただければお分かりかと思いますが、令和3年度の被保険者の想定は6,456人を見込んでおりますので、影響受けるということであれば、この方全員が影響を受けるとい

うことでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 部長の答弁がありましたけれども、9,000円がかかるということですけれども、そして半額負担ということで、道の学童保育連盟に聞いたところ、公立で半額徴収しているところはすごく少ないと。そういうことで、今コロナ禍にあって、生活費がぎりぎり、そして一斉休校で、休業で収入が減った、学費、給食費が払えない、お金がなくて病院に行けない。本当にそうなのです。病院も節約してしまうのです。まず、節約するのが食費で毎月かかるお金なのです。病院についても病気になったらかかるお金、そして学童についても毎月かかるお金なのです。そして、通年で、私が聞いたところ人數的にも滝川市は250人ぐらいいたと思われますが、深川市も約200人ぐらいます。そして、新十津川も60人ぐらいいたかと思うのですけれども、それに対して砂川市は人口に対する利用者数がすごく少ないので。ですから、それに9,000円掛ける人數にすると、保護者の負担額は少なくなってしまうのです。でも、それには砂川市としてこの金額しかないからこうやろう、保護者としては金額的に高いから、入れることができないので、断念してやめてしまう。近隣の市町村と同等化すべきなのではないでしょうか。大体引っ越しするときにまず医療費はどうなのだろう、そして保育料はどうなのだろう。実際に私も以前、札幌市から千歳市に引っ越しました。それで、保育料が1万円上がりました。そのように保育料が市町村で違う。今は3歳以上児は無料になっておりますけれども、金額的に高いのは3歳未満児ということになります。3歳未満児については、金額も高くて、入ることができない。引っ越しする際においてこの自治体が何を行っているか。学童ではどれぐらいお金がかかるのか、毎月の支出ですから。引っ越しについても、今回市の策でいろいろなことを考えておられて、それは非常によいことだと思うのですけれども、毎月かかる学童の費用が突出して他の自治体より高いのは保護者にとって、そしてコロナ禍によって今大変なときに北光の方々は3,000円増額、または6,000円増額ということで、3年ぐらいかけて保護者の方にもお話をしてきたという話で聞いておりますけれども、その中で諦めというのがあるのです。公立は9,000円なので、仕方がないと。それで、諦めてしまう。そして、保育園に入所していたりしていても1年生になるに当たって収入が少ない家庭は何の減額もないで、支払うことができない。学童保育条例の第6条に市長が必要と認めた額でいいとするような条文はあるのです。今までにそのときではないのでしょうか。学童の金額についてもう一回検討するべきであるし、近隣の市町村との比較も考慮しながら、どうやったら保護者の負担増にしなくて済むのか。近隣の市町村は負担しているのです。そして、人數を増やすためにはまず金額を下げないと幾らたっても増えません。出せないのですから、お金を。ですから、金額を下げて、入所したい家庭が、そして入所させたい保護者が、入所したい児童が全員の方が入ってもらえる砂川の学童であってほしいのです。直営になることになって、増額になるということで、

保護者の負担増になってしまふので、条例に当てはめる等のことも検討でしようし、そもそも最初に条例を決めるに当たつて6,000円から9,000円に上がつてしまふという、今コロナ禍で上がつてしまふということに対して、北光も働いてくれる方がなかなか見つからず大変だということで、何年かかけてやつとやってきたようなところもありますので、そんな中でせめて同額、据置きにすることも考える必要が非常にあるのではないかと思うのですけれども、この他市町村の負担軽減やもともとの金額の差、低額で運営しているところもすごくある。突出してしまっているということからも何とか月額9,000円自体を見直す考えがないか市長に伺いたいと思うのですけれども、保護者の負担のことを考えたら、今災害なのです。今コロナ禍で、災害の中にあって、変異株も増えて、また緊急事態も解除されて、不安な日々なのです。これから保護者の方々、各家庭のいろいろな事情でいろいろとお金がかかるところもたくさんあるのです。そんな中でこの部分は子育てに力を入れている、第一番に力を入れなければいけない問題なのではないかと。今は災害ということで適用するなどして、とにかく保護者の負担増にならないように、そして全体的にも9,000円という額を見直すべきなのではないかと思うのですけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 まず、減免のお話も議員さん今されておりましたので、規則に保険料の減免という規定もございます。ただ、どういった場合ということで、第3号にその他市長が特に必要と認めたときというのはもちろんございます。ただ、それが何を意味するのかというのは、ここでは明確にはされておりません。保育料の条例の中でも減免の規定がございまして、災害、病気、その他特別な事情により保育料を納付することが困難な場合という規定でございます。議員さんのコロナも災害というようなお話をされておりますけれども、このコロナが災害ということであれば市民全員が被災者というようなお話にならうかと思います。学童だけではなくて、全体の中でどういった取組が必要なのかということを考えいかなければならぬと思っておりますし、また繰り返しの答弁になりますが、原則がございます。負担していただくべきものは負担していただこうと。その基準となるルールというのは持っていますので、それに沿って金額というのは、提供できる、提供するサービス等を勘案しながら検討した結果が直営で9,000円ということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 高田議員の質問にお答えしたいと思うのですけれども、学童保育の経過を言いますと、菊谷市長の時代に地域の要望に基づいてやつた経過がございます。当時は1万円でありましたけれども、私の時代になって、議員といろいろな論議をしながら50対50の割合にしましようとして、そういう合意の下に9,000円にしたというのがございます。それで、高田議員が言われる前に多比良議員をはじめ何名かの方が

この9,000円、高いのではないかと、そういうご指摘は議会のほうからも質問はされているところでございますけれども、今回につきましてはいわゆるボランティアでやっている北光と空知太保育所が経費がかからないので、6,000円、ほかは50対50の利用者と市で折半ということで9,000円となっていると。だけれども、今回北光がボランティアでできなくなつたため、ほかの施設と同じように9,000円に合わせてやらざるを得ないと。そうでないと、空知太との整合性が取れなくなる。ですから、この条例はこれで私はごく当然のことだと思っておりますけれども、金額自体の在り方については前から議員のほうからいろいろな指摘を受けている状況もございます。いろいろな状況を勘案しながら、また今後とも議会と協議しながら考えていくべきものと思っておりますし、学童保育以外のほかの子育ての政策がどうなのだとえば、砂川市が進んでいるところも保育料も含めて結構あります。それも含めて悪いところもあります。でも、押しなべて砂川市の空知というより全道の市の子育てに関する施策を全部並べていくと、砂川市は悪くはないというのが現状で、今ここではその一つ一つをお話をしませんけれども、一覧表で持っていますけれども、いろいろな面で砂川は進んでいるところもあると。それは総合的に勘案しながら今後とも考えていきたいと思っておりますが、今はこの条例についてはこのままでしかやりようがないということはご理解いただきたと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第21号、砂川市介護保険条例の一部改正についての総括質疑を行いたいと思います。

介護保険条例の改正は、令和3年度から令和5年度までの新たな保険料額を定めるためのものですが、その算出根拠になった介護保険事業計画についてをお伺いをいたします。まず、第1点目に、今回の保険料、月額5,000円ということになっていますけれども、他の自治体と比較するとどうなのかをまずお伺いしたいと思います。

第2点目に、今回は第8期介護保険事業計画なのですけれども、その前の第7期の介護保険事業計画で整備予定だったはずの認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症対応のグループホームが未整備でこの8期を迎えていのですけれども、その理由についてをお伺いをいたします。

この点についての最後の質疑ですけれども、第8期介護保険事業計画においては地域密着型サービス、あるいは施設サービスの今後の見込み量が第7期の計画と同等か見込み量が下回る数字が出ているのですけれども、その点についての要因についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、3点ご質問がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず、保険料の月額5,000円について他の自治体と比較してどうかというご質問でございます。令和3年度から令和5年度の3年間の第8期の保険料の月額、保険料基準額についてご答弁なのですが、各自治体の介護保険料につきましてはそれぞれの自治体において3月末、今月末までに確定をするとところでございますが、本市の月額保険料基準額5,000円は空知管内の10市の平均月額が約5,500円と比較して低い状況でございます。その内訳については、本市を含めまして4,000円台の保険者が2市、5,000円台の市が7市、7,000円台が1市であり、第7期計画と比較しますと引下げになった保険者が1市、据置きが4市、引上げが5市という状況でございます。

続きまして、第7期の計画期間中に予定しておりますグループホームの未整備の理由でございます。平成30年度から令和2年度までを計画年度とする第7期計画期間中における認知症対応型生活共同介護、いわゆる認知症高齢者グループホームにつきましては、認知症高齢者の増加や当時の待機者数などから18人分の整備を計画したところでございます。その後同計画期間中に整備した地域密着型特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホームのほか、サービス付高齢者向け住宅が認知症高齢者の受皿となったことなどによりましてグループホームの待機者が整備計画を大幅に下回っているとともに、これらの状況などから施設整備を予定しております事業者が整備を取りやめたものによるものであります。

3番目の第8期において地域密着型サービス、施設サービスの今後の見込み量は第7期計画と同等か、または下回る要因ということでございます。地域密着型サービスの特別養護老人ホーム及び施設サービスの特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設につきましては第7期計画期間の実績よりも見込みが横ばい、または下回っており、また介護療養型医療施設につきましては令和5年度末までに廃止、または介護医療院に転換されることから、入所者数の減少が見込まれています。さらに、介護施設等に入所、入居を希望される高齢者には特別養護老人ホームや介護老人保健施設のほか、介護保険事業計画では居宅サービスに区分される特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホームに加え、サービス付高齢者向け住宅などを利用されていることから、第8期計画においてはこのように見込んだところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の話でいくと、空知管内だけでも他市よりも安い介護保険料、月額、基準額ですけれども、安いことはうれしいことということにもつながっていくのだろうと思うのですけれども、ただ私は今後高齢者が安心してこのまちに住み続けていくためにはただ安ければいいとは考えてはいません。適切な高齢者に向けてのサービスがあって、それに見合う基準額であれば私たちは受け入れていかなければいけないのではないかという考え方を持っております。そういう点でいきますと、先ほどの認知症対応型のいわゆるグループホームが本来前回の介護保険事業計画では必要だと思われていたものが未整備になっ

て、今回の第8期を迎えているということになるのですけれども、今部長のお話でいくと、他の施設で見込み量、足りない分というのはカバーできたというようなお話があったのですけれども、高齢者、特に認知症の場合ですとどこでも施設に預けていればそれでいいというものではないと私は思っているのです。この前のちょうど高田議員の一般質問のときに市長がいろいろ認知症のお話もされていて、実は市内には認知症の方々が、その程度と言つたらなんですけれども、病状の具合というのは重たい方から軽い方もいらっしゃるのだけれども、大体400人ぐらいいらっしゃるのではないかというお話を聞いたのです。そのときに、今はたしか……何床でしたか。いいです。まだまだ認知症で家庭の中で家族に見られながら過ごしている方とか、いわゆるその状況によって適切な施設というのがあるのです。それがために認知症対応型のグループホームというのもあって、第7期ではそこに向かって必要だということで整備計画を上げたわけです。そこを今回やめた。今回の第8期についても実はもうないので、ハードの部分については。これからは、65歳以上の高齢者人口は砂川市では下がっていく傾向があります。ただ、75歳以上の人口は、私もそうですけれども、まだまだ増加をしていくのです。それで、介護認定のことを考えると、65歳から75歳の方々というのは認定者は僅かなのです。ところが、75歳以上になった段階で一気に認定を受ける方々の比率が高くなるのです。これは、ふれあいセンターの毎年出している資料でもはつきりしているので、認定状況の年齢別の資料を見ますと、65歳から74歳までは全体の数の4.7%しかいないのですけれども、75歳以上になると一気に33.5%となっていくのです。なぜ認知症にとってグループホームが必要かということなのですけれども、なかなか認知症は難しい病気なので、いろいろなパターンもある病気なので、ごくごく身近な私の義母の話を少しだけしたいと思うのですけれども、義母は典型的なアルツハイマーにかかって、普通の主婦だったものですから、食事の支度は必ず3度しなければならないと思っている人だったのです。ところが、認知症が進むに従って何度も何度も御飯を炊いて、おかずを作るようになりました。それで、家族はガスの危険もあるし、何度も御飯を炊かれても困るので、何もしないでいてちょうどいいと、これは家族としてはしようがないと思うのですけれども、認知症のグループホームに入れてもらったのです。その施設では御飯のときに一緒に手伝ってうちのばあちゃん、喜々として大喜びで手伝っていました。そんなようにただどこかの施設にとにかくいてくれればいい、ではそれで生活のクオリティー、質というのが、本当ならばまだいろいろなことができるものなのに、ただじつとしていてくれれば安心なのだ、それがその個人個人の方々にとって幸せな人生なのだろうかと考えたときに、それぞれの施設の役割というのがあるのです。そういう意味からすれば、まだ今後認知症というのは、市長も十分分かっているいらっしゃると思うのだけれども、増えていく可能性もあるし、確実に増えていくっていはるし、でも病状に適した施設というのはこれからも造っていくべきだらうと。そこに向かってもしも介護保険料が上がるのだとしても、それは私たちみんなで支え合う制度ですか

ら、少しあは高くなつたとしても我慢をして、みんなで支えて、安心の高齢者、砂川市内の安心をつくつていかなければならぬと私は思うのです。そんな意味からして、何でこの第8期も認知症対応型のグループホームが未整備なのかというのには不思議だと思うのです。先ほども言ったとおり、8期の場合は75歳以上の人口というのは確実に増えていきますので、ほかの施設についても見込み量が下がるということはとても考えられないなと思うのですが、今回のこの第8期の介護保険事業計画では下がるか第7期と同じぐらいという形になつてゐるので、ここがどうしても保険料をなんとか抑えようとしてサービスの質を落としたのではないかと私は思つてしまふのです。それがいいことなのかどうかということなのですけれども、ここは高齢者のことについては市長も一生懸命これまで取り組んでいらっしゃつたので、総体的なお話をとしてぜひお答えをいただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 私から基盤整備の考え方についてお話をさせていただきたいと存じますが、7期を策定するときにはグループホーム、認知症の方の数が増えると。18人程度の基盤を整備しなければならないということでございました。1回目の答弁でもお話をしたとおり、その後サービス付高齢者向け住宅や、介護保険の計画にはのりますが、特定施設等の整備によりまして認知症の方の受皿となつていただいたと。サ高住の施設のケアマネジャーさんとお話をすると、今満床に、満室になつたということですが、そのうち7割を超える方に認知症の症状があるのだというようなことでございました。それで、サ高住、サービス付高齢者向け住宅がもし整備されていなかつたとしたらどういうようなことをお考えでしたかとお尋ねすると、グループホームを探したと、探しただろうということでございますので、他の受皿があつて、現時点ではグループホームの整備については必要ないという判断をさせていただいたところでございます。

また、施設の見込みでございます。特別養護老人ホームの見込み数も今お話をした要因もあって、利用者数、件数は若干減っているのですけれども、見込みの給付の額は若干増えております。人数が減つて給付費が上がるということでございまして、これから詳細に中を検証していくなければならないとは思つておりますが、介護度が上がると給付費も上がります。その理由が全てではないかもしませんけれども、そういったところで件数自体は受皿が増えたことによってそれぞれの施設で賄えた。ただ、給付費全体についてはこの3年間は以前と比べて増えていくのではないかと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 小黒議員さん言われるとおり、認知症の専門のそういう施設というのは必要なものだと思っておりますし、これから対象者がどんどん増えてくると。増えてくる上に認知症とはつきりみんなが言えるような時代が近くに来ているということで、対象者が増えると。一部福寿園の中に入っている方もおられますけれども、本来福寿園もそれによっていわゆる120床の枠が取られていると。そこは、本来福寿園に入るべき人たちをもっと入れるようにして、認知症のところにそういう人たちを行かすの本来の在り方なのだろうと思っておりますので、たまたま、部長が言ったとおり、今回はそういう理由ですけれども、施設は必要になると、対象者も増えますので、と思っております。

それから、もう一点だけ、施設がいっぱいできて、介護保険料、高くとも皆さん言わないのではないかとおっしゃりましたけれども、反論するのではないのですけれども、みんな高いと言います。まだそこのかかるついていない、何ともない人も払っている状況の中では厳しいものがあるので、安くする方法は施設ではなくて、特定健診を保健師が一生懸命やることによって早期に成人病になる人を防いで、保健指導をやりながら悪くなる人を未然に防いでいる、また百歳体操、生き生き体操をそういう人対象にやってもらうことによって健康寿命を延ばすことによって砂川市のいわゆる70歳以上の介護2以上の方の割合が空知で一番少ないので。地道なことをやることによって時間はかかりますけれども、効果は出てきて、その分がある程度保険料をそんなに引き上げない要素の一因になっているというのも事実だと思っております。今回値段の話でどうなのだという話もありましたけれども、取り過ぎても、介護保険料を上げて、取り過ぎて、基金にたまり過ぎて、それを次の改正のときに繰り入れるのではなくて、なるべく介護保険の趣旨からいくと3年の中で理想はマイナスゼロになる。いわゆるそのときに受けている世代でその負担をするような形が理想と言われております。ですから、いっぱい取り過ぎて、基金が余ってしまうのも本来のやり方でないし、足りないのも一般会計が出することはできないものですから、まずいことになると。その辺のちょうどいいところを探すのが今、時々狂うというか、正確に把握するのが実際難しいということがあります。ただ、砂川市の方針はなるべく3年間の1つの期の中でマイナスゼロになるような方向で料金設定は考えているのですけれども、なかなか当たらないときもあると。ですから、3億ぐらいの基金を持っている市もあって、それは取り過ぎで、2期ぐらい値上げしなくともいいとかいろいろなパターンがあって、順位の問題も多少難しいところがあるのですけれども、砂川の場合は押しなべて上位に、値上げをしてもまだいいところにいるような状況になっているのは恐らく保健師なり、運動士なり、地域の町内会長なりが協力していろいろなことをやってくれている、健康寿命を延ばす取組が少しずつ成果が出ていると理解しております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今市長がおっしゃったことで誤解があると困るので、そこだけはお話をしておくのですけれども、私は幾らでも施設を造って介護保険料をいっぱい取ってもいいなんて一言も言っていませんから。適切な施設は例えば介護保険料が上がったとしても造っていかなければいわゆる今後の高齢者の生活の質がどうなのだろうということをお話をしていることであって、そこは誤解のないようにお願いしたいと思うのですけれども、今後もうしばらくの間は75歳以上の人たちが、私たち団塊の世代が一番迷惑をかけていくのですけれども、ただその時代に生まれてしまったので、しようがないのですが、私たちも当然もっと老いていくはずで、この世代を超れば今度は施設そのものも余っていくような状態にはなっていくのだろうと思うのですけれども、もうしばらくは私たちの迷惑をかける期間はまだあるのです、残念ながら。だけれども、自分たちのことだけを言うのではないのですけれども、年を取ったからってただ寝て元気なのでは寂しいでしょう。自分たちの僅かに残った能力でも発揮させてくれるような適切な施設というのは今後もまだ砂川市内では十分であるとは私は言い切れないと思っています。この第8期についてはこれで何とか3年間やれるのかもしれないのですけれども、今後このままで施設的な面で住んでいいけるのかどうなのか、もう少し75歳以上の人たちが増えていくという予測の中でどのような方向性を持っていらっしゃるのかというのを最後にお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 本市の高齢者の数というのは、議員さんおっしゃるとおり、65歳以上の人口についてはここ数年がピークで、その後減少に転じるのだろうなど考えております。ただ、75歳以上の高齢者数についてはその後も伸び続ける期間があると。その後は減少に転じるのだろうなというところで、今後の施設の整備のお話ということでございます。将来的にどう施設を整備していくかという10年後、20年後の考えを今持っているかというと、それは現時点では持ち合わせてはおりませんけれども、3年ごとの状況といいますか、そのとき、そのときの高齢者や基盤整備の状況等を勘案しながら、注意深く見ながら施設整備については、一度建ててしまふと簡単に壊すということにはなりませんので、慎重にその時々の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第15号から第19号、第21号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第24号から第29号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第24号から第29号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、議案第7号、一般会計予算及び市政執行方針の中から幾つか質疑させていただきます。

まず、土木費、都市計画費、公園管理費、それから並びに商工費、観光費の中から今回オアシスパークふれあい広場駐車場整備事業について提案説明ではオアシスパークを官民協働により観光資源として利活用の推進を図るとされ、さらに市長の市政執行方針の中でこのオアシスパークにて民間事業者などの営利活動が可能となる指定を受けたことから、利活用の推進を進めるとありますが、まず1点目としては駐車場の具体的な整備内容とその管理についてをお伺いするのと2点目についてはこのオアシスパークの利活用についてをお伺いさせていただきたいと思います。

次に、教育費の中から砂川高校の支援に要する経費についてですけれども、市はこれまで数年間にわたりて様々な支援策を打ち出し、市内唯一の高校を盛り上げようという動きをしてまいりました。さらには、卒業生や学校のOBですか、そういった人たちも支援の輪を広げて、まち全体で盛り上げていこうというような動きをしてまいりましたけれども、残念ながら入学希望者数は年々少なくなっています、何か考えなければいけないのではないかというところだと思うのですが、まずはそこでこれまでの支援に対する実績、そしてその効果についてどのように分析されているのかをお伺いさせていただきたいと思います。

続きまして、同じく教育費、英語検定料補助についてですけれども、昨今のグローバル社会において日本は世界の中でかなりの遅れを取っていて、喫緊の課題とされていて、そんな中、今回中学生に対して英語検定料の補助を行うということですけれども、まず今回取り組むことになった背景と考え方として、現状どれぐらいの受験者数があつて、今回予算化することで今後どれぐらいの受験者数を目標としているのかをお伺いしたいと思います。また、今回中学校からと、中学生を対象にということですけれども、小学校からにしなかったのか、その辺りについてをお伺いしたいと思います。

続いても教育費の中からですけれども、窓口キャッシュレス化事業についてなのですけれども、今回市民部窓口、それからスポーツセンター、体育館と海洋センターがキャッシュレス化されますということですけれども、砂川市にはまだまだほかにもいろいろな現金のやり取りがある場所があろうかと思いますけれども、そういった場所が多様となっていない、対象とならなかった理由についてをお伺いしたいと思います。ここでは特に代表的なところでいうと、地域交流センターゆうが今回対象にならなかったことについてをお伺いしたいと思います。

そして、最後にお悔やみ窓口についてをお伺いしたいと思います。市長の市政執行方針の中にもありますけれども、お悔やみ窓口を設置し、手続などの軽減を図り、質の高いサービスを提供するとありますけれども、その具体的な取り組み方についてをお伺いしたい

と思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) それでは、私からオアシスパークふれあい広場駐車場整備事業の整備内容についてご答弁申し上げます。

オアシスパークふれあい広場駐車場の整備につきましては、砂川オアシスパークをよりアウトドアスポーツ等のアクティビティーが楽しめる空間として整備するとともに、遊水地管理棟を砂川のスイーツや観光情報の発信拠点として整備する砂川地区かわまちづくり計画の事業と連携し、当該事業を実施するものであります。整備の概要につきましては、現在北海道開発局が管理しております砂川遊水地管理棟南側に位置する駐車スペースを開発局が南側に拡張するのに併せ隣接する東側の公園部分に整備するもので、駐車場の面積は2,448平方メートル、進入通路部の面積は110平方メートルで、駐車可能台数は94台、うち3台分はバリアフリーの駐車枠を整備する予定であります。この整備によりまして開発局の駐車スペースと合わせまして184台の駐車が可能となるものであります。工期につきましては、開発局が実施する拡張整備箇所と隣接しますことから、開発局と調整中のため未定でありますが、舗装工を含む工事となりますので、降雪前までには完了させる予定であります。なお、駐車場の管理の関係でございますが、ふれあい広場駐車場につきましてはこれまでと同様に砂川市都市公園条例に基づき市が管理してまいります。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私からオアシスパークの利活用についてご答弁を申し上げます。

オアシスパークの利活用につきましては、観光協会をはじめとしたオアシスパークに関わるまちづくりに關係する団体で構成されているオアシスパークからゆめまちづくり協議会が平成30年1月26日に設立され、これまで効果的な利活用に向けた協議や遊水地管理棟内での飲食物の販売などの実証実験が行われてきたところであります。これらの取組は、平成23年度に河川敷地占用許可準則が一部改正されたことにより河川敷地の占用に関する規制が緩和され、地域活性化の觀点から営業活動を目的とした事業者等による河川敷地の占用を可能にするなど、にぎわいの創出や魅力あるまちづくりにつながる水辺空間を生かした取組の推進が可能とされたことから、オアシスパークのさらなる利活用の可能性を探るため実施されてきたものであります。また、協議会ではオアシスパークの利活用を推進するため水辺とまちづくりに関する基本方針や河川敷地内におけるソフト、ハード事業の内容を盛り込んだ砂川地区かわまちづくり計画を策定し、平成30年3月26日に国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録されました。この計画に基づく水質改善や多目的広場の整備、遊水地管理棟の耐震化や駐車場の拡幅などは国の事業として令和元年度から5か年計画で進められています。さらに、令和2年11月11日付で民間事業者によ

る利活用の促進や地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能となる都市・地域再生等利用区域の指定を受け、ソフト事業の取組が実施しやすい環境が整ったところであります。今後につきましては、遊水地管理棟の耐震化改修に併せ民間事業者による施設の利活用がより促進されるようカフェスペースが設置されること、また水面利用や多目的広場も環境が整備されることから、オアシスパークからゆめまちづくり協議会や既存イベントの実施団体等と連携し、市民団体などの民間活力による効果的な利活用に向けた取組を推進してまいります。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から教育費の砂川高校の支援、英語検定料補助、地域交流センターの窓口キャッシュレス化事業についてご答弁申し上げます。

まず初めに、砂川高校支援におけるこれまでの各補助金の実績についてであります、砂川高校への支援につきましては平成25年度より実施し、この間高校との協議を行いながら支援項目を増設してきたところであります。各補助に対する実績についてでありますが、令和2年度で支援した被服購入補助金を除き、現行の支援内容を担った令和元年度の実績で申しますと、まず大学受験予備校の映像授業を視聴するためのサテライト事業補助金については在校生283人中227人が登録し、延べ462回視聴されております。検定試験受験料補助金では、英語検定や漢字検定、簿記など9種12項目の検定に延べ954人が受験し、全体の合格率は57.3%となっております。模擬試験受験料補助金については、いずれも延べ人数で公務員模試が30人、看護模試が56人、大学模試が99人、その他英語4技能等の模試が32人となっており、合わせて217人が活用しております。大学見学補助金については、北海商科大学の見学に8人が参加したところであります。介護職員初任者研修補助金については3人が受講し、全員が資格を取得しております。部活動全道大会出場補助金については、高校総体や新人大会等において陸上、柔道、弓道など6種の個人競技に延べ43人、団体では陸上部、弓道部、放送部が出場しており、部活動全国大会補助金については該当なしとなったところであります。大学入学奨学補助金については、北海道科学大学をはじめとした7人の大学入学者に補助金を交付しております。対話型学習プログラム授業補助金については、カタリバ北海道事務局の企画に基づく大学生との語り合い事業に1年生77人が参加したところであります。予備校集中講座受講補助金については、公務員予備講習に1人、看護予備講習に5人が受講し、看護学校へは全員進学したと伺っております。

各支援の実績については、以上のとおりとなっております。

次に、支援に対する効果であります、ここ数年78人、67人、50人と入学者数が減少しております、支援によって直接的に砂川高校への選択とは至っておりませんが、高校側としてもこの支援策については有用な施策として評価もいただいておりまして、生徒個々におきましてはそれぞれ目的を持って、各種助成により進路実績の向上や部活動の活性化

など有効に活用してくれた効果があったものと考えております。

次に、中学生への英語検定補助に関するこれまでの受験者数、小学校を対象としなかつた理由及び目標数についてご答弁申し上げます。初めに、市内中学生の英語検定の受験者数についてでありますが、直近3年間で申しますと平成30年度では準2級から5級まで合わせて37人が受験し、全体の9%となっており、令和元年度では同じく41人で全体の11%、令和2年度では2級から5級まで72人が受験し、全体の約20%であったことから、徐々に増加している傾向となっております。

次に、小学校を対象としなかつた件につきましては、小学生については今年度から5、6年生において英語が教科化されたばかりであり、学校や児童に対して過度な負担とならないよう授業の進行や学習の進度などを考えた配慮も必要として、これらの状況から見合せたところであります。

次に、目標数でありますが、中学校は英語検定の各級が学年ごとの英語授業に対して連動性があるため学習の延長上として負担も少ないと考え、また高校受験対策への効果も期待できることから、受験の機会を設けるものとしておりますが、目標数につきましては中学生全員が受験し、中学校で履修する英語学習に相当する3級取得を目標に設定することとして、合格率については全国の中学生の3級取得割合が約43%であること、英語検定の3級合格率がおおむね50%で推移していること、さらに北海道教育委員会では教育推進計画において目標値を50%としていることから、これらを勘案、準拠し、50%を目指すとしているところであります。

次に、窓口キャッシュレス化事業について交流センターが対象となっていない理由についてご答弁申し上げます。地域交流センターにおける施設の利用料金等の収納につきましては、市の会計を経由することなく、指定管理者の収入として直接現金及び口座振込により收受しているところであります。また、地域交流センターの施設利用料金等支払い方法については、指定管理者、NPO法人ゆうが決定できるものであり、窓口キャッシュレス化につきましては利用者からのニーズを十分に把握しつつ導入することによってかかる手数料、キャッシュレス化に伴う運用経費や収受の仕組みなど導入により想定される影響を令和3年度から導入する市の使用料、手数料の窓口キャッシュレス化の運用状況などを参考にしながら導入について検討されているものと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私から新庁舎のお悔やみ窓口の設置についてご答弁申し上げます。

新庁舎におきましては、親族が死亡した際に遺族が行う手続の負担を軽減するためワンストップで対応いたしますお悔やみ窓口を設置することとしておりますが、窓口はお悔やみ窓口専用として1階フロアのエントランスホールから目に留まりやすい場所に配置し、窓口案内サインはお悔やみ窓口と表記することとしております。窓口で行う業務といたし

ましては、市役所で行う死亡に伴う手続及び市役所以外で必要となる手続の相談支援、また近年よく言われております人生の最後を迎えるための様々な準備を行う終活についての相談にも対応していきたいと考えているところでございます。窓口の運用といたしましては、専任の職員を配置し、手続については予約制とし、手續がスムーズに進められるよう予約に基づき亡くなられた方の情報と必要な手續を事前に準備し、遺族が来庁された際は必要事項の聞き取りを行い、内容を特定した上で申請書などの作成支援や必要な手續を行ってまいります。また、死亡に伴う必要な手續をまとめたお悔やみハンドブックを作成し、ホームページにも掲載することとしておりますので、市役所で行う手續はもちろん、市役所以外で行うものについても遺族に聞き取りを行いながら必要となる手續を整理し、ご案内することとしております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、それぞれ再質疑させていただきますけれども、まずオアシスパークに関してですが、駐車場の整備に関しては最大284台まで増えると。今までワカサギ釣りの関係等々も含めて路上駐車など迷惑駐車の問題もありましたけれども、これだけの台数を確保することによってそれらが解消されるということで考えてよろしいのかお伺いしたいと思います。

そして、さらにこれから利活用というところですけれども、ゆめまちづくり協議会と連携をしながらこれから民間の活力に期待するというところでございました。確かにオアシスパークからゆめまちづくり協議会の中でこれまで駐車場の拡張ですか護岸整備というか、親水護岸ですか耐震化に伴うカフェを造ったらどうですか、いろいろな話をゆめまち協議会の中では議論されてきました。数にして、年数にして相当な民間の方々の貴重な時間をいただいて、協議してくれて、その結果が今回こういうふうに国土交通省に認定される部分の礎をつくったものということで考えているわけなのですけれども、最近のゆめまちづくり協議会の話をさせていただきますと、コロナ禍の影響もあって、なかなか話合いの場が持てないということも当然あるのですけれども、行き詰まっている感もありますし、それは何でかというと、ここまでできました、そして国の認可も得られるようになりましたと。そして、砂川市の中でこの利活用について運用をしていただけるような民間事業者の方はいないだろうかということで3者ほどお呼びして、ゆめまちづくり協議会の中で例えばワカサギ釣りを事業化するのであれば、どれぐらいの入場料、もしくは安全管理料、そういうものを取れば1人の人件費というか、やっていけるのだろうかという損益分岐なんかも出しながら、コンサルに入っていただきながら具体的な将来性を模索している、そういうような状況もあったりですとか、またさらには初年度から言わっていたことなのですけれども、オアシスパークをキャンプ場化することはできないだろうかという話が常に協議会の中で出てきてはいるのですけれども、なかなかキャンプ場の整備に係る予算はつかないという中で、それでも協議会の中でどうにかしてキャンプ場として機

能させることはできないだろうかということで模索しまして、新年度ですか、少し協議会のメンバーが手弁当でチャレンジしてみようか、整備してみようかなんということも話し合われているところではあるのですけれども、キャンプ場の話が初年度から出ているにもかかわらず話が進んでいない状況です。その辺りについてお伺いしたいと思います。

さらに、利活用の部分でこれからいわゆる市の関わりということなのですけれども、協議会の中でいろいろなことを話し合って、こういうものが必要だ、ああいうものが必要だということの結論が出ているような部分もあるわけなのです。今ほどキャンプ場の部分もそうですけれども、その辺について進まない理由の一つとしては、結論は出ているのだけれども、では誰がそこを管理運営するのかということとその部分に必要な予算に関してどういうような順序で考えていけばいいのかというところがあると思うのです。よく市長からはまずは自分たちの力でやってみて、必要な部分があればという話をよくされますが、私もその考え方には賛同する部分でありますけれども、なかなか手弁当できる限界というのが恐らくあるのだろうとは思っております。持ち出しをしてまでなかなかできるものなのかどうなのかというところとしっかりと情報交換をする場があるのかないのかというところが行き詰まり感に拍車をかけているのかなという気もしますので、その辺り必要な予算措置並びに協議の場というものをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、教育費、砂川高校の支援でありますけれども、今ほど結果、実績についてお話をいただきましたが、多くの方が利用されているということは分かるわけなのですが、ただそれと新規入学者数がなかなか伴わないといったところで、根本的に入ってからの恩恵というものが入学前には見えづらいというのが正直なところあるのかなと。入学者数を増やす取組というのは入る前から想像できるようなもの、もっとイメージのつきやすいもの、インパクトのあるもの、そういうものを含めて少し抜本的に考えたり、加えていったりするようなことが必要なのではないかと思うのですが、今回被服費補助がついておりますけれども、果たしてそれが入学者数の増加につながるということはいささか見えづらいわけなのですが、その辺の支援の在り方を見直す考えについてをお伺いしたいと思います。

また、先ほど地域ぐるみで心配しているというお話をさせていただきましたが、PTA連合会による子供が通いたいと思う砂川高校のためのアイデアということで、アンケート調査を行ったのです。その中には、皆様前向きに砂川高校のことを心配してくれたり、もしくは自分たちの子供をもし砂川高校に行かせたいと思うような学校にしてもらうためにこういうような学校になってくれればいいのにななど。砂川市民の生の声というものが届けられました。皆様もなかなか目に見る機会がないと思うので、お話をさせていただきますと、教育課程というくくりの中でいうと経済界や著名人、専門家の講義を聞く機会が多くある、それから各部活、クラブの高校生が考え、調べ、作成する砂川市のプレゼン、それから各クラブ、部活等で砂川市のスイーツ、フード、公園、スポーツ、政治等のトピックを考え、全校、地域の人たちの前でプレゼンをする。さらには、アメリカ、中国、ヨー

ロッパ、アフリカ等とオンライン交流、同世代同士の交流、狙いとしては世界に住んでいる人との意見交換、日本をどれぐらい知っているか、私たちは海外をどれぐらい知っているのかを考え、それからプログラミングを専門的に学べる、それから近年増加傾向にある発達障害への理解と支援体制、親も当事者も安心して楽しく学べる学校、i Padを使用しての受験対策、授業の中に子供たちも体験できる発表の場を多くしたり、グループワークを多くしたり、機会が多い授業など。さらに、特定の学科に特化した学校ということで、砂川高校を卒業後に砂川市立病院に就職できるような人材育成を期待します。例えば病院で働く職種がいろいろあるため資格も必要となることやその学校へ入学する有利な権利、他校より将来ある学習ができると魅力の一つになるかと考えます。もう一つ、医療を学べる学校になるとうれしいです。今どのようなことをやっているのか分かりませんが、実際に病院で看護に触れる機会があるといいと思います。普通科からは外れますが、製菓、お菓子を売りにできる学科をつくり、毎年市内企業とコラボして限定商品を考えたり、本気で各地から生徒を呼ぶためにはかなり特色ある学校づくりとその周知が不可欠と感じます。今後の子供たちの減少を考えると、中空知の子供たちを集めることでは結局学級が減ってしまうと思われますので、全道から集める特科があると大きな強みとなると思います。それから、特別進学クラスをつくってほしい、スポーツ専門課程をつくってほしい、三笠高校のような料理を学べる学校にしてほしい、VRや映像学習などをできる学校にしてほしい、パソコンを使った音楽を制作できる学校にしてほしい。職業体験の分野でいうと、興味のある職業体験ができ、それに沿った就職活動、進学支援が受けられる、動物病院の体験、課外授業、漁業、林業、農業などで体験型の学びができる。部活動の分野ではeスポーツ部をつくってほしい、それから軽音楽等のことが学べる部活があるといい、子供たちの選択肢が広がればいいと思いますということで、その他としては制服なし、自由、靴も自由、部活の種類が多い、生きていく力というか、本当の意味での子供たちの将来のために財、お金を稼ぐための学びやトップに立つ人間になるための力を身につけられるような学校であればぜひ通わせたいと思いますということです。いろいろ紹介をさせていただきましたけれども、どれもすばらしい意見だと思うのです。今回12月にこちら砂川高校にも提出をさせていただいておりますけれども、新年度に当たって何かアンケートを反映していただけることがあるのかないのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

次に、英検の話ですけれども、年々受験者数が伸びているということに対してこれから補助を行うということで、非常にいいことだと思いますし、目標が50%というのは、ほかと合わせて50%という、もう少し何か砂川市としての目標設定みたいな、ほかの市よりもこれだけ多くの人たちなんていうふうに言ってくれるとうれしかったのですけれども、まずはほかと同じぐらいのところを目指すということですので、それはそれで期待したいと思うわけなのですが、英語に関する需要というのは、需要があるから、少しずつ伸びてきているというのも当然あるのでしょうかけれども、我々の責任世代が自分たちは分からな

いからということで、若干おろそかにされてきた英語教育というのがあるのかな。その辺に関しては責任を感じざるを得ない部分も当然あるのですけれども、そんなことをしている間に世界はどんどん伸びていってしまって、今何せ日本人がどこまで気づいているか分からないのですけれども、とても先進国と呼べるような国ではなくなってきていると。どんどん世界に追い抜かれてきてしまって、世界に出ていても英語の話せない人が多い日本人はどう見られているのかというものを我々世代がしっかりと現状を認識しなければいけないのだと思いますけれども、そんな中こののような形で予算化していただいて、英語検定、英語が全てということではないのですけれども、最低限英語というものは必要なのだろうとは思いますし、これから高校入試、それから大学入試、さらには海外の留学なんかも含めて英検の結果というものが進学するための一つの参考にしていただける、さらには必須になってきている学校もあるということで、非常に有用なことだと思っておりますけれども、その辺り 50%に向かっての取組ということなのですけれども、そういうものを取りとどういうことにつながっていくのかということをしっかりと子供たちや親御さんたちに理解していただくような取組が必要なのかと思いますので、その辺りの考え方についてをお伺いしたいと思います。

そして、キャッシュレス化ですけれども、こちらは市の取組を見ながら地域交流センターゆうが判断するというお話で、全くそのとおりだと思いますが、今回キャッシュレス化、こちらは市民の方、地方であればあるほどなかなか信用性というか、そういった部分に関して市民が及び腰になっている部分も多々あるのかなという部分がございます。ここを市が率先して窓口から体育館施設等と設置していただけるということに関して言うと、今後さらに市民の利活用も増えていくでしょうし、キャッシュレス化をやってみようかなという人も増える。さらには、地元商店街等々でもまだまだ設置が伸びているわけではないのですけれども、こちらのはずみがつくということを考えられるので、非常に歓迎する部分ではございます。せっかくキャッシュレス化については結構大々的に市民向けに P R していただいたりとかということがあればいいと思うのですけれども、そちらの周知方法等についてをお伺いしたいと思います。

最後に、お悔やみ窓口についてですけれども、こちらは私も一般質問させていただきましたが、新庁舎の中に専用窓口を設置していただけるということで、大変ありがたいと思います。とにかく経験された人は分かるかと思いますけれども、大切な人を亡くして憔悴しきった中でやらなければいけないことというものがどっと目の前に突きつけられる。そんな中で全国的にこのお悔やみ窓口の設置というものが紹介され、設置する自治体が今増えているというような現状ではございますけれども、先ほどどういうような運用されるのかというお話で、予約制ではあるけれども、現状をお聞きして、それから必要な書類の作成のお手伝いをというようなお話をしましたが、もう少し具体的に聞かせてもらいたいのは、申請書類なんかが例えば氏名、年齢、住所、電話番号等々、各それぞれの資料にそれ

ぞれ今まで記入しなければならなかつたということがあろうかと思いますけれども、それが印字されて、やつていただけるのかどうなのかというところが大きく軽減につながると思いますが、その辺りについてどのような考え方をしているのかお伺いしたいと思います。

また、さらにいわゆるその窓口だけで完結していけるようなものなのか、もしくは書類作成までと一緒にそこで作って、各窓口を紹介して歩いていただけるというような形なのか、そこがいろいろ自治体によってはあるみたいなので、うちではどうするのか教えていただきたいと思います。

あと、マイナンバーカードとの兼ね合いですか、マイナンバーカードを持参していただくとスムーズに手続が行えますという自治体もあるのですが、砂川市の場合のマイナンバーカードとの連携についてどう考えているのかお伺いします。

それから、先ほどガイドブックというか、そちらのほうを作成するというようなお話がありましたが、市民等々にそういう窓口ができましたという周知をしっかりとしていただきたいと思うのですが、その辺りの周知方法についてお伺いしたいと思います。

それから、政府C I Oポータルというサイトでお悔やみ窓口とセットで紹介されているのが相続に関する相談業務ということがセットで紹介されているのですけれども、砂川市の場合の、先ほど業務内容を聞いた中には相続の話が出ていなかったので、そちら相続の相談業務についてをどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、私からふれあい広場駐車場並びに開発局駐車スペースと合わせた駐車台数の規模の考えについてご答弁を申し上げたいと思います。

現在のオアシスパークの利用につきましては、夏期間においては水面利用や花火大会などのオアシスパークで開催される各種イベントの参加者、冬期におきましてはワカサギ釣りの愛好家による利用が目立ち、特に冬期のワカサギ釣りにつきましては期間中は駐車スペースが満車となるほど好評である一方、あふれた車による市道への路上駐車が多数発生している状況から開発局の現在の駐車スペース50台では足りないため、周囲堤の管理通路部分へさらに120台の駐車スペースを確保し、対応を図っているところでございます。今回駐車場及び駐車スペースを整備するに当たりこのようないくつかの状況を解消すべく、これらワカサギ釣り期間中の受入れにつきましても可能な規模といたしまして検討させていただいた中で、全体で184台分の駐車スペースとして整備するに至ったところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 キャンプ場の話が現在進んでいない状況についてということでございます。これにつきましては、平成30年3月に登録された計画、今回利用区域が指定されたわけですけれども、その計画の中で多目的広場につきましてはキャンプとかバーベキューが可能な場所ということで、整備されたキャンプ場ではありませんけれども、そういうことが可能な場所ということで指定がされております。ただ、進んでいない状況というのは多分オートキャンプ場のことかとは思うのですけれども、平成30年に協議会が発足する前から関係するいろいろな方たちの話の中でオートキャンプ場があつたらいいねという話はありました。何度か場所ですとかやり方ですとかという話の中で、結果としましては水回りですか電気設備についてなかなか困難だということから、オートキャンプ場についての議論はその後なかなか進まなかつたという経過があつたと思います。ただ、キャンプ場については、先ほど答弁しましたように、多目的広場等で可能な場所というのがありますので、今後、今回区域指定されたということから、営利目的でそういうことをしたいという民間の事業者が現れれば、そこは可能になってくるのかと考えています。

あと、予算について協議の場ということです。今回利用区域の指定を受けたことで実はやつと営利を目的としたものも事業として可能になったということです。いろいろな方があの場所をどんなふうに利用しながらということを考えるのかというようなところで、事業計画というのをまずはお持ちになるのだと思います。結果的に事業者が事業するまでの流れでいいますと、事業を企画した方が砂川市にこの場所を使用したいという使用申込みをしていただきます。砂川市が協議会に対してそういう事業は協議会の趣旨と合っているかどうかということを話をしてもらって、そこの合意を得たら初めて砂川市が滝川河川事務所に占用の申請をする。滝川河川事務所は、そういった流れで来たものについて中身を審議して、砂川市に対して占用許可を出す。占用許可をもらった砂川市が事業者等に対して使用承諾書を出すとともに、どういった利用の仕方をするのかということで契約をする。その契約に基づいて初めて事業が展開されるという流れになっていますので、まずは入り口の段階でこんな事業を考えているのだけれどもということがあれば、それについて砂川市にご相談をいただいて、物によっては内々に協議会の方とも相談しながらということもあるのですけれども、基本的には自分たちで収支を考えながらの事業だと思いますので、そこはしっかり収支計画を持った上で事業を考えられると思いますので、最初から予算についての協議というのはあまり想定はしておりません。ただ、石狩川振興財団ですかいろいろなところで事業に対する補助金を持っている機関がありますので、そういうものを紹介するということは可能だと思いますし、協議会のメンバーの中で何か事業を考えといったときには、もう既に協議会の仲間でありますので、そこは既にいつでも協議には乗れるのかと思っていますので、誰がどんな事業をしたいのか、基本的には自分たちでやり切るということを考えていただきながら、相談があった場合には乗っていきたいと考え

ております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 教育の関係では、4点ほど再質疑いただいたと思います。まず、1点目の砂川高校支援の在り方の見直しというご質疑でございますけれども、現行の支援については今後も高校との協議を重ねて、必要な精査を加えながら継続してまいりたいと考えております。抜本的な見直しということよりもこれまでの支援策と違った切り口の支援策、こういうものがどういうものがあるかということについて今後砂川高校とも、毎年年度初めに協議をさせていただいておりますので、その中でしっかりと協議をさせていただき、効果的な支援策についての検討をしてまいりたいと考えております。

次に、PTAのアンケートの反映ということでございますけれども、これは昨年の12月に学校側に出されたと伺っておりますが、高校のほうで令和3年度の学校経営の中でどう生かしていくかだとかどういうものが使えるだろうかという検討を今進めている最中でございますので、今後その検討結果を踏まえた中でどういうものが支援策として浮き出てくるのかという部分も高校側と今後協議していくことになりますので、現時点、令和3年度の支援策の予算の中にはこのアンケートの部分については反映されているところではございません。

それから、3点目の英検です。英検のよさを生徒、保護者に理解してもらう取組ということで、生徒に対しては高校や大学の受験で資格があれば有利に進路が進むといった面もあるということをしっかりと授業の中で教員のほうで説明もしていただくものと考えておりますし、保護者に対しても将来に子供たちにとっての有用な資格であることであるから、この補助制度を使って受験していただくよう、また家庭の経済的負担というのも軽減されることがありますので、学校だよりを使うなど各学校において保護者には周知していくものと考えております。

それから、4点目のキャッシュレス化周知ということで、教育委員会所管では総合体育館と海洋センターとなっておりますが、導入前に広報やホームページ、さらには窓口にも貼り紙というのでしょうか、ご案内のお知らせを貼るなどして周知をしてまいりたいと考えております。また、導入される市民課窓口においても同様に行われていくものと考えております。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 お悔やみ窓口の関係で4点ほどございました。まず、お悔やみ窓口自体専任職員を置いて実施するわけですけれども、周知方法ということで、新庁舎が出来上がるに当たって庁舎のPRも含めてするのですけれども、同様に広報、それからホームページを使いながら周知をしていきたいと思いますし、お悔やみというくくりでいきますと、亡くなった際葬儀社の方が戸籍の窓口等に来て手続するのがまず先かとも思いますので、葬儀社さんにはお話をさせていただきながら、こういう窓口になりましたからと

いう紹介はさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、お悔やみ窓口では1人の担当者が対応するわけですから、申請書もそれぞれの部署から事前に準備しながら申請してもらう書面を作成することになりますけれども、前段に分かる範囲、市で記載をして、何度も同じ名前を書かなければならないのかということのないようにその辺の対応はさせていただきたいと思っております。

それから、マイナンバーの関係でございます。亡くなられた方が持っているとすれば、それは返還してもらうという部分は当然あるのですけれども、マイナンバー自体はどちらかといいますと市町村の窓口に来ないで、自宅から申請等ができますよという趣旨のものでございまして、亡くなった際にそれを持ってどうするかという、市役所に持つてくればそれはそれぞれの部署で具体的な申請になるので、マイナンバー等の兼ね合いは特別ないということでご理解を賜りたいと思います。

それから、相続の関係でございます。相続と一概に言いましても不動産等々の相続をする不動産の相続登記の関係、それから経済的な金銭の部分である相続税の関係とかいろいろ多岐にわたると思うのですけれども、基本的には市役所内でやれる部分については亡くなつたことに関する部分は窓口でできるのですけれども、申告の際に司法書士さん、弁護士さん、それから税理士さん等々が使う部分についてはさすがに私どもで物事をつくって紹介することはできませんので、一般的な知識という部分については、例えば相続権というのはどういうものだという程度はお話しできるのですけれども、具体的に家庭の中でどうするかというところはさすがに私どもは突っ込んではお話しできないかと思っているところですので、そこはそれぞれの専門家に相談していただきたいと思っています。ただ、ほかの部分についても、年金もそうです。年金事務所に行かなければならないとかといろいろありますけれども、できるだけ知識としてお教えできるものは窓口で知識として持っていてもらいたいながら、あとはこれをやればいいのだぐらいのレベルまではお悔やみ窓口で紹介させていただかなければならないと思っているところでございます。昨年の6月に一般質問いただいたて、その以降検討した部分なので、9か月しかたっていません。十分な検討になっているかどうか、5月の新庁舎が出来上がる段階でどの程度までレベルが高いものができるか分かりませんけれども、今鋭意準備を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。最後の質問になりますけれども、オアシスパークの関係です。駐車場の関係で迷惑駐車はこれによって解消されるのだろうというのは分かりました。駐車場の関係で1点確認したいのは、既存の今の駐車場等々で行われたいろいろなイベント等々もあると思うのですけれども、工事に入るに当たってその辺りの調整というのを最後にお聞かせいただきたいと思います。

オアシスパークの利活用に関してなのですけれども、部長がおっしゃるとおりで、とに

かくやる気のある民間の人たちが中心となって、その中でこういうふうな利活用をしたいのだというようなことがあったときに初めて協議会の中でこういうことをやりたいという人たちがいるのだけれども、どうだろうねというような協議があって、それはいいね、利活用の推進につながるねということであれば、協議会の中によしとするというところを、今度それを市に報告をして、市で許可を願うというような感じになるのだろうと思うのですけれども、それはあくまでなかなかハード整備を伴うような事業というのは恐らく難しいだろうというのが現段階での私の、ずっと会議に出ていますけれども、感触なのです。市が、市政執行方針にもあるように、利活用を推進しというのが全て民間の活力を期待して言っていることなのかというのを確認させてほしいのです。市としてこういう使い方をしてほしいのだというものがあるのかないのか。市長もどういう感じでオアシスパークの今後というものを思い描いているのかというのを聞きたいと思うのです。

キャンプ場に関してはいろいろな話も出ていまして、多目的広場に関しては浸水地域というか、洪水にならないように内水、そしてさらには石狩川から越流堤を超えて流入してくる水を一時受ける遊水地としての機能というのが大前提ということで、過去にも何度もオアシスパークの水位が上昇して、多目的広場が水につくということが度々あったわけなのです。そうなったときには、どうしたって多目的広場内にハードな構造物を建てる、もしくは造るということは非現実的なのだろう。それは、オアシスパークからゆめまちづくり協議会の中でもそこをキャンプ場として整備するというのは恐らく難しいだろうと。考えられるとすれば移動式のコンテナ的な、いわゆるスマートモデューロみたいな、ああいうコンテナ的なハウスみたいなものを設置していくとか、避難するときには車で引っ張つて上に避難する、そういうようなやり方でできないことはないだろうというような話も出ましたが、スマートモデューロなり移動式キャンプ場施設みたいなものをでは民間の人たちが自分たちで購入して、そこで事業をやるというハドルはなかなか高いなという気はしないでもないです。もちろん出でくれば一番いいです。そういう案は中では協議は出るのですけれども、結局そこまでの投資をしてやる人が今後も現れなかつた場合は何も起きないということになるのです。それをよしとするという考え方なのかどうかということなのです。ですから、市は完全にやる人がいれば応援するけれども、やる人がいなかつたら何もできませんねというところで終わってしまうものなのかどうなのかというところです。もう一つは、市が管理する河川から上側の部分、堤防のより上の部分というのは今までオートキャンプ場に適した場所なのではないかというようなことを協議会の中では話し合われているわけなのです。そこを、街路灯が走っていますので、電気も通っている。そして、炊事場、水場等々に関してはハード構造物ということで、上側に設置する場合には市の所有する都市公園の中での整備という形に恐らくなるのでしょうかけれども、これは果たして民間の事業者がそこでやりたいといったときにそこはそういう目的の場所ではないのでといって結局できない、作れないというのが今までの流れだったのです。ですから、

あくまでオアシスパークをいかに活性化しようかということを民間の人たちが膨大な時間を費やしていろいろ会議の中で話し合われてもなかなか最終的なところが進まないというのがそういうところに原因があるのかなという気はするのですけれども、その辺り、オアシスパークの今後についてどういうようなビジョンを持っているのか。民間の人たち次第で全てが決まってしまう、そういう形になってしまふのか、その辺のことについてをお聞かせ願いたいと思います。

それから、高校の関係ですけれども、今ほどアンケートも受けたことから必要な部分に関して協議をしていくというお話で、ここまで民間もやっているというか、アンケートも出してくれて、必死に考えててくれて、我々議員も事あるごとにもっとこうしたらしいのではないという話をことごとく実現されないような状況が続いている中で、結果的には50人しか希望がないというような結果を招いていると。これは、結構責任としては重いのではないかという気はするのです。目に見える形で今後変化が生まれることを期待するわけなのですけれども、教育長から最後砂川高校の支援の在り方、それからまちの人たちの意見をどの程度尊重していただけるのか、その辺についてを教えていただければと思います。

英検に関してなのですけれども、周知は学校の先生、または学校だより等々でということでありますけれども、こういう英検を受けることのメリットというか、将来性というか、各それぞれの支援もそうかもしれないのですけれども、そういうものを取得することによって今後どういう人生が開けるというものを具体的にビジョン化していただけるかどうかというのがこの受験率に大きく関わってくるのではないかという気はするのです。今英検の準2級以下ぐらいであればあまりそこまで、社会の中で一つの資格を持っているのだけれども、2級以上になると相当いろいろな人生の選択肢が広がってくるような、今社会状況としてはあります。インバウンドの関係では、今コロナの影響で大分需要は減っているのかもしれませんけれども、これは一過性のものではなくて、明らかに日本という国の中で需要は高まっている分野、その辺りをしっかりと周知するに当たって思い描けるような周知方法をぜひ検討していただきたいと思いますが、併せて教育長にお伺いしたいと思います。

そして、キャッシュレス決済に関してなのですけれども、こちらは最後に具体的なスケジュールといいましょうか、いつから供用開始されるのかというものがわざわざ教えていただければと思います。

お悔やみ窓口に関しては、まだこれからというところもありますし、運用していく中でいろいろなまた課題も見えてくるのだろうと思いますので、基本的には遺族に寄り添うという姿勢が一番大事なのかなと思いますので、その辺りしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、私から駐車場整備の工事の関係についてご答弁を申し上げたいと思います。

先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、工期並びに工事の内容につきましては現在開発局と調整中のため未定ではございますが、工事自体は現在の開発局の駐車スペースを中心に隣接する緑地部分へ拡張整備する工事でありますことから、現在の利用に支障のないように進めることは可能ではないかと考えているところでございます。しかしながら、工事の進め方についてはなるべく支障のないように開発局さん側とよく協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 ハード整備はなかなか難しい、そのとおりだと思います。もともと川、河川敷とか国の財産で、散歩ですとか釣りですとか、相手の迷惑にならない限りにおいては誰でも自由に利用できるというもののなすけれども、敷地内の土地を排他的、あるいは独占的に利用する場合ですとか、工作物を設置する場合につきましては河川管理者の許可を取らなければならないですし、もともと水害から市民生活を守るという観点からなかなか厳しく管理されていたものです。ただ、水害対策だけではなくて、水辺の美しいまちづくりを目指してというような観点から規制緩和が進んで、市民や民間の力を積極的に生かそうということで、国で特区を設けながら、様子を見ながら、平成23年度からは河川空間のオープン化ということで民間事業者による営利目的の利用も可能になったという流れがあります。ですので、基本的にはハード整備というのはかなりハードルは高いものだと思っております。ただ、民間の活力を生かした中でそれは今後、今後の考え方としては規制が緩和されてきているというところがありますので、そこについて民間の方がどういうことを考えられているのかということについては十分国も、以前は全く駄目というような状態から今は少し話を聞きましょうという状況で、砂川の場合は協議会も立ち上がっていますので、まちづくりの中でそれが必要であればということで話を聞いていただける環境ができています。協議会の中で皆さんの話の中から管理棟の中で、今の管理棟よりももっと人が集まる場所になったらしいよねという話の中から耐震改修に併せて人が集まれるスペースですか、スイートロードのまちなのでということでカフェスペースもあったらしいよねという話があって、そこに向けての耐震改修を今考えててくれていますし、既にそこ以外、多目的広場以外にも国のハード整備というのも考えられていますし、今の堤防の上は1周回れるのですけれども、下については1周回れないということがあったので、そこは1周回れるように整備をする、そういうことを国が整備していきます。それに併せていろいろな方がいろいろなイベントですとか営利目的のことも含めてなのですけれども、どんどん利用してくださいよということができる環境が整った。その環境を整えるのに今まで

でまちの皆さんとか河川事務所の皆さん、市も一緒になってやってきたというところがあります。市の役割としましては、そういった国の制度を利用しながらどうやって利活用が可能かという環境整備を今まで進めてきて、やっとここまで来たというところがありますので、今後はそういうことができるようになったので、ぜひ皆さんいろいろなアイデアでここでイベントごと、営利目的とした活動をどんどんやってくださいということをこれからはPRしていかなければならぬと考えています。その中でなかなか困難な話もあるかもしれませんけれども、そこは滝川河川事務所と実際どこまでなら可能なのかとか、そういった話もしながらやっていけたらと思っていますし、あと誰がどこでどんなこと、場所です。今回利用区域に指定された外というのが市道だったり都市公園だったりと隣接しているのですけれども、そこについては場所がどこなのかによって相談する相手が変わってきますので、その辺も話があったときに整理しながら、なるべく民間の皆さんのがやりたいという思いを実現できるような助言ができるようにしていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私から2点ほどお答えをさせていただけたいと思います。

1点目は砂川高校に対する支援ということありますけれども、こちらは少子化ということで非常に大変な状況で、先ほど次長からもご答弁させていただきましたけれども、もしこれから、今50人が予想されていますけれども、令和4年度に81人以上になるのだというものがいれば抜本的に支援も見直すというのは、これはやぶさかではありません。ただ、私が28年4月に教育長になったときの砂川高校の入学者数は88人でした。2間口に近い人数でしたが、その後112人、112人と来ましたけれども、その後78人、67人と。今回は50人が予想されているということですから、今までの流れからいきますと、とにかく3間口を死守すると、この流れを持って支援もいろいろと考えてきたと。令和3年度に向けてはいろいろやってきましたが、もし50人になったとすると令和4年度に向けて3間口ということでいくのか、あるいは今の単位制をとにかく死守すると、そういう方向でいくのかについては新年度の早い時期にこれは考えていくということになります。それから、このコロナ禍の中で昨年4月に赴任していただいた砂川高校の校長先生、非常によく考えていらっしゃいます。また、協議もさせていただきました。ただ、中学校3年生の体験入学をいろいろな手法でやろうと、あるいは中学校の保護者に砂川高校の授業改善を参観日を設けて見てもらおうと、こういういろいろなアイデアも工夫をしていたのですが、コロナ禍の中で全て中止になってしまったということは、今の中学校3年生には書面上、あるいは学校を経由したコンタクトということになっておりますので、まだまだコロナ禍は続くという予想にはなりますけれども、ただそのことにおいてもできれば直接保護者や、それから今度新しくなる中学校3年生、新3年生、ここに直接何とか働きかけられるような、そういうような手法も考えていただきたいと思いますし、支援についてはこ

れは毎年です。これで何か生徒募集にプラスになると思えば、それは何でもやっていくということのつもりでやっておりますが、ただ高校は高校で入学されたお子さんを3年間育てて、そして卒業させなければならないというプロセスも持っておりますので、それで次の入学者というものについても、今は砂川高校とかなり密接にコンタクトを取らさせていただきますので、このようなことで新年度、いろいろとまた考えてまいりたいと思います。

それから、英検の関係ですが、これは今受験料をこちらで見させていただくという予算計上ですが、ただ、今まで授業の中ではその必要性は十分伝えてきています。恐らくこれからはデジタル化がもっと進んでいきますので、そうすると今中学校でこういう形でいきますけれども、デジタル化が小学校にもどんどん進んでいくとこの資格というのは本当に、議員さんが言われるように、有意義な資格になっていくと思いますから、ここのことろは保護者に対しても、先ほど次長がお答えしましたけれども、生徒さんに対しては授業の中ででもデジタル化も含めてこの英検の重要性は随時お知らせをしたり、指導したりして、何とか多くの方が意欲を持ってこの英検に取り組んでいただかくということで市教委としても努力をさせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 キャッシュレス化のスケジュールということでございますけれども、現在銀行や取扱い業者とどんなものが使えるのか、さらには手数料の額だとか、そういうものについて今協議、検討している最中というところでございます。教育委員会所管は総合体育館、そして海洋センターということがあります、市民生活課でもキャッシュレス化を入れるということで、この3つの歩調を合わせた中で、具体的な時期についてはまだ明確になっておりませんけれども、令和3年度のできるだけ早い段階に導入に向け今協議を進めているということでご答弁させていただきます。

○多比良和伸議員 ありがとうございました。市長にも答弁欲しかったのですけれども。

○議長 水島美喜子君 終わっていますので、終了してください。

○多比良和伸議員 残念でした。終わります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、一般会計予算について総括質疑をさせていただきます。

コロナ危機の中で弱い立場の方々の幸せが本当に大きくなっています。中小、零細企業の廃業が過去最高に上回っています。非正規労働者は正社員の1.6倍も休業、国内の解雇や雇い止めは毎週1,000人以上に上回っています。道内の大卒の内定者は、昨年よりも1割以上も減りました。いずれもコロナによる犠牲です。とりわけ女性は失業率が激増し、DVの深刻化や自殺率の急増が現実になっています。現在は、お金が足りずに5人に1人が退学を学生が検討していることもあります。今この社会的弱者と共にある政治が切実に求められているところであります。一般会計の予算ですけれども、市長は市政執行方

針の中で、基本目標1の、健やかに安心して暮らせる優しいまちというところで新婚生活を対象として新生活に伴う引っ越し費用等の一部を助成する結婚新生活支援事業を実施しとお話をされています。どのような経緯でこの事業としたのかについて伺いたいのと、そして2つ目に同じく健やかに安心して暮らせる優しいまちというところで、子育て支援につきましては子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため幼児教育、保育の無償化や保育所における副食費の軽減に加えとあります。このように副食費の軽減ということで、今年度の考えについて伺います。

続きまして、基本目標4、活力にあふれ、にぎわいのあるまちという中で今後もコロナ禍における安全対策に配慮したイベントの実施を行うというようなお話をされていました。昨年1年、様々なイベントが中止となり、コロナ禍を1年経験してまいりました。新年度における新たな考え方について伺います。

それと、教育長は教育行政執行方針の中で第6に豊かな心を育む教育推進に努めてまいりますと伝えています。その中で道徳教育の要である道徳科については考え、議論する授業への質的改善に努めるとともに、多様性を尊重する指導やいじめ防止に向けた取組を継続するとあります。特にいじめ防止に関しまして具体的にどのように取り組もうと考えているのかについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から初め、1点目、2点目についてご答弁申し上げます。

初めに、結婚新生活支援事業補助金の事業内容ということでございます。この事業につきましては、国の地域少子化対策重点推進事業として、少子化が進んでいる現状を踏まえ、新規に婚姻した世帯を対象に結婚に伴う経済的負担の軽減を図ることで新生活を支援する地方自治体に対し国が支援額の一部を補助するものであり、具体的な事業内容としましては本年3月1日から来年2月末日までに婚姻した世帯を対象に夫婦ともに市内に居住していること、年齢がともに39歳以下であること、前年中の所得が夫婦の場合で400万円未満であること、夫婦ともに市税等の滞納がないことなどの要件をいずれも満たす場合、申請に基づき住宅の取得費用、または賃借料及び引っ越し費用について1世帯当たり30万を上限額として助成するものでございます。予算額につきましては5組の新婚世帯からそれぞれ30万円の申請を受けると見込み、150万円を計上しているところであり、財源としましては事業費の2分の1である75万円の国庫補助金を計上しているところでございます。

続きまして、保育所費負担金に係る副食費の軽減についてご答弁申し上げます。保育所における副食費につきましては、令和元年10月より国の幼稚園、保育所等における無償化制度が実施された際に保育所では3歳クラス以上の児童の保育料が無料となりましたが、国の基準では保育料に含まれていた副食費分について引き続き保護者から実費負担を求め

ることとされたため、市では砂川市特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則において副食費に係る徴収基準を定めたところでございます。この基準に際しましては、市では無償化制度の導入以前から入所児童が第1子の場合は保育料を国の基準より10%減額するなどの軽減措置を講じてきたことから、副食費についても同様に第1子の年齢制限を廃止した上で、所得階層により副食費の負担が生じる児童には一律10%を減額し、さらに第2子は50%を減額、第3子以降は無料とする独自の軽減措置を講じ、子育て世帯に対する経済的な支援に努めてきたところでございます。令和3年度における副食費の軽減措置につきましては、これまで同様の方法で実施する予定であり、保育所費負担金の中で副食費については314万4,000円を計上しておりますが、この予算額は3歳から5歳までの児童152人のうち国基準では102人に負担が生じるところを市独自軽減措置により10%の軽減で61万2,000円、さらに第2子に相当する37人に対して50%の減額で88万8,000円、第3子以降に相当する18人を無料とすることで86万4,000円、合計で102人に対して236万4,000円の減額を適用した上で算定しているものでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） コロナ禍における安全対策に配慮したイベントの実施に向けた対応策の新たな考え方についてご答弁を申し上げます。

令和2年度のイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から市主催事業といたしましては活性化プラザにおける屋内遊具広場の開設見送り、忠臣蔵サミットの開催延期などの対応を行ったところであります。市以外の実行委員会、もしくは団体等が主催するラブ・リバー砂川夏まつり、納涼花火大会、THE祭りなどのイベントにつきましても同様の考え方から中止されたところであります。一方、すながわスイートロード協議会が主催いたしましたすながわスイートスマホスタンプラリーは、人との接触を極力少なくするためスタンプの収集方法を紙媒体によるものからQRコードを活用したデジタルスタンプラリーとして開催されました。また、砂川青年会議所主催によるすながわ駅前元気もりもりプロジェクトでは、入場時における検温と手指消毒の徹底、マスクの着用、出入口の集約などの対策を講じ開催されたところであります。イベントの開催はまちの活力と経済への波及効果が大きいものでありますので、感染拡大の状況などを踏まえた上で令和3年度に予定されているイベントの開催に当たりましてはマスクの着用、手指消毒の実践と配置備品等の定期的な消毒、身体的距離の確保、室内では定期的な換気を行うなど国や北海道、各業界のガイドラインなどに基づいた様々な感染予防策を講じた上で安全に開催できるよう観光協会と連携し、イベントを主催する実行委員会、もしくは団体等へ感染予防対策の具体例を提示するなど全てのイベントが開催できるよう支援してまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から教育執行方針の道徳教育におけるいじめ防止に関する具体的な取組についてご答弁申し上げます。

小中学校において児童生徒の道徳性を育てる教育は大変重要な意味を持ち、これまでも道徳の時間を主体として全ての教育活動を通して指導が行われてきたところであり、平成29年3月に改訂された学習指導要領においては特別の教科、道徳として教科化され、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から移行し、道徳的な課題を児童生徒が自分自身の問題と捉えて、考え、議論する道徳へと転換が図られているところであります。道徳教育によるいじめの防止に関する具体的な取組につきましては、児童生徒が多様性やお互いの価値観、人権を尊重し、いじめはどんな理由があっても許されないという意識が育まれる指導を行い、相手が嫌な思いをしないようなコミュニケーションや人間づくりを目指すこととして、それぞれの学校においては教科化に伴う評価も勘案した中でグループワークや対話的な学習を取り入れるなど指導形態の工夫も考慮しながら教科に基づいた適切な指導を行っております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順を追って2回目の質問に入っていきたいと思います。

新婚生活の支援事業に関しましては、私もこのまちに来て、他市町村でも結婚するに当たっていろいろな支援金があるから、この市町村に行きたいという若い方の話を聞いたことがありますので、内容的には今後も進めていっていただきたいと思うのですけれども、この事業についてなのですが、今後継続していくかについてまず伺いたいのと、続きまして保育の副食費についてなのですけれども、私も全国の保育連盟の研修等にも行かせていただいておりますけれども、そもそも保育と食育というのを分けたということに違和感を全国的に感じているところでありますて、全国的にも、そして道内でも、そして近隣の市町村でも副食費に関しまして無料としている自治体も数多くあるのです。それに対して砂川市は、先ほど部長から話はありましたけれども、今までの保育料と同じく第1子が10%、第2子について50%、第3子にして無料ということで、今までの保育料と併せて減額したということは保護者の皆様のことを考えてのことではあるのではないかと思うのですけれども、その内容について先ほど説明の内容で人数と金額と独自軽減として236万4,000円ということでしたが、金額的なことについて約300万ぐらいだと全額ということになるので、先ほどの部長の話の中で314万というようなことを言っていたと思うのですけれども、その辺についての確認と、続きましてイベントのほうなのですけれども、飲食、小売等がイベントが昨年度1年間なくなったことによって大変な思いをされている。そして、大変な赤字が続いているという現状があります。ぜひともイベントについて、先ほど部長からもこの1年間経験したことを踏まえていろいろな感染対策、そして青年会議所のイベントでは入場だったり、検温だったり、名前を書いたりとか様々なことされていたかと思うのですけれども、そのことをまた生かして、今年度どのような形で、今

のコロナ禍にあってまた変異株、変異ウイルス等もありまして、とても不安な状況で、そして全国的な緊急事態宣言も解除されるというようなことで、この春休みに向けてまた第4波なりの不安な日々がまた続くのではないかという声もあるのですけれども、そんな中でも何とか規模を縮小するなり、いろいろな昨年1年間やったことを検討しながら新年度も進めていっていただきたいと思います。

そして、教育についてなのですけれども、道徳教育の中で様々な取組の中でいじめのないというようなことで、何年か前からでしうけれども、今までとは違った取組でいじめのことに取り組んでいるというようなお話をしました。私も実際にいじめについて相談も受けたりもしているのです。日々児童生徒さんは苦しんでおりますし、保護者の方々も大変苦しんでいる。いかに早く見つけることができるか、教師の目というのが非常に大切、サインは出ていることが多いのです。そのサインをいかに見つけるかということが非常に重要なってくると思うのですけれども、この道徳教育について1週間の時間数と年間の時間数とか、あと道徳の教育についてどう評価していくのか、そしてそういった芽を育てるために教員のいじめに関する研修については今年度どのような形になっているのかについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 それでは、私からご答弁させていただきます。

まず、結婚新生活支援事業の3年度以降の継続して行うかということでございます。国の補助制度に乗って3年度から取り組もうと考えているところでございまして、当初から単年度で終わるような事業ということでは考えてございません。条件等については、国の補助要綱に基づいて初年度は実施しようとされているところですが、一年一年事業の結果については検証しまして、条件が適切なのか、あと申請された方々からのご意見をお伺いするとか、そういったことで年度、年度で検証を行いながらよりよい事業にしていきたいと考えているところでございます。

次に、副食費で、1回目の答弁の中の314万4,000円ということでございますが、こちらにつきましては3歳から5歳の児童を持つ保護者の方から負担をしていただいております。所得によって副食費が発生しない世帯もございまして、発生する負担をしていただくという方の副食費の合計が314万4,000円ということでございます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 道徳教育の評価ということで1点目いただいておりますけれども、いじめのアンケート調査の中でいじめは絶対許されるものではないと、そう思うと答えている生徒、そしてそうは思わないと、分からぬといったものが各学校から上がってきます。その率が年々ですけれども、前後しますけれども、極端に低いわけではなく、おむね道徳教育が行き届いて、いじめは絶対許されるものではないという部分の答えは多く受けております。そのことが道徳教育をしていく中での結果的な評価だと考えておりま

す。

それと、いじめに関する研修ということで、教員の目が行き届くような、そういう研修ということでございますけれども、これはこれまでも各学校において適宜その研修については校内研修の中で行われてきているというところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、3回目の質問に入っていきたいと思います。

先ほど部長から金額について1回目、2回目と併せて説明していただきました。この額、今コロナ禍にあって、子育て世帯は大変苦労されているのです。苦労されている子育て世帯に金額的な問題としても多額な金額ではないのではないかと思うわけなのです。副食費も無料にしています。砂川市として副食費も保育料も無料ですというところは、子育て対策というか、子育て世帯にすごく優しい、軽減をもちろんしていて、本当に助かっているとは思うのですけれども、さらに深い考えで無料にしていくということが大事なのではないかと思うのですけれども、その点について市長に考えを伺いたいと思います。

そして、教育次長に先ほどいじめのことに対して話してもらいましたけれども、時間数とかは先ほど答えていただけなかったので答えていただきたいのと教育長にこの件に関してどのように考えているのか、今後どのように進めていきたいのかについて最後に伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 副食費の無償化ということでございますが、1回目の答弁でもお話をさせていただいたかと思うのですが、国の無償化になったときには副食費は保育料の無償化には含めないと。こちらについては、保護者の方に負担していただくべきものという基本的な考え方を示しております。私どもも基本方針に沿って負担していただくべきものは負担していただくと。ただ、保護者の方に対する支援ということでございますので、先ほどもご答弁したとおり、10%、50%、3子目以降は無償化にするということで保護者に対する、子育て世帯に対する支援に努めているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) どうしても市長にということでございますので。

難しいのはどの分野で、要するに砂川市は保育料を国に先駆けて軽減を図ってきたと。その後に国が後で軽減をしてきたという経過があります。姿勢としては、高田議員に分か

ってほしいのは砂川市はそのところは十分考えながら対応してきたという姿勢だけは理解してほしくて、それを次から次へと言われても、それをやってしまうと歯止めが利かなくなるので、だけれどもそのまでいいのかといったら、世の中の流れの中でどこかにひずみが出てくるところをどう行政は見ていて、そこに手を差し伸べると言ったら偉そうに聞こえるのですけれども、そこを救っていくかというのが求められていることで、今回の軽減については副食費はきちんと理論があって、こういうことだからそれを落としますよというのがやっぱりないと、ただばらまき的にやってしまうと、理論なくしてやってしまうと歯止めが利かないというか、やってやりたいけれども、あまりやってしまうと今度ほどの事業ができなくなったりするのだという責任も市長としては総体の事業で持たなければならぬと。その中のバランスを考えてやっていますので、保育所についてももし今後国の動きなどの中で何かあるようであれば、それらについては市で考えたりすることは常にやっていますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私からいじめの関係、どのように考えているかということでお答えしたいと思いますが、まず先ほど道徳の年間時間数ですが、これは35時間ということになってございます。

それから、先ほど来答弁の中では道徳といじめの関係についてご答弁をさせていただいておりまして、道徳の中身にいけば例えば親切な心を持つとか、相手の痛みを分かるとか、こういうことを醸成をしていくって、いじめはどんなことが、どんな理由があってもそれは許されないと、こういうほうに持っていくということでお話をさせていただきましたが、いざいじめ問題を学校としてどう取り組むかということになれば、もちろん道徳をどう進めしていくかという研修をしながら授業の中でも進めていますが、いじめをなくす、あるいは早期発見して、そこで解決をすることであれば、これは学校全体でクラスだったり、あるいは学校行事であったり、その都度小さなものを見つけていくことが必要ですから、それには継続的に学校としてとにかく取組を行うと。小さなことであっても校内の会議に持っていくって、それを学校全体で学年だけの問題ではなくて、取り組んでいくと、これが必要になってきますので、いじめの認知の件数も砂川市においては件数的には多いのですが、これは重大案件等がって、いじめの認知のラインといいますか、今のいじめアンケートでは昔のいじめがあったかなかったかではなくて、嫌な思いをしたかどうかということが一つラインとして出てきますので、そうなると継続的に学校全体で、そして小さなところから解決をしていくと。これを少なくとも毎年、毎学年、全ての学年で取り組んでいくということで、何とかいじめについては早期発見、早期解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般会計予算での総括質疑を行います。

先週の金曜日に通告をしてあって、何点かあるのですけれども、答弁も考えてきていただいているところもあると思いますが、私は1点に絞って総括質疑を行います。

子ども通園センターのことなのですけれども、子ども通園センターは令和3年度に屋根、外壁等の修繕が予算化されているのですけれども、手狭であるというようなお話もありまして、ことばの教室も含めてその現状と今後の展開についてをお伺いをいたします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から子ども通園センターの改修事業に関しまして施設内の利用状況、今後の展開についてご答弁申し上げます。

子ども通園センターは、平成19年度に旧西保育所を利用して開設した児童福祉サービス事業所であり、それ以前は旧ことばの教室内で療育事業を実施しておりましたが、移転に当たって療育サービスを提供できるよう内部を改修し、同時にことばの教室も同施設内に移転したものであります。現在施設内には主に子ども通園センターで使用する個別療育室2部屋、集団療育室2部屋、主にことばの教室で使用する個別療育室が2部屋、双方で使用する療育室を兼ねた相談室が1部屋配置されておりまして、その他事務室、備品庫など共用で使用しております。指導体制に関しましては、子ども通園センターは指導担当の職員を8人配置しており、砂川市を含む近隣2市4町の児童85人が平均して月に一、二回程度通所しておりますが、部屋の使用状況として1週間のうち希望が集中している時間帯では個別療育を7人に対して行う時間もあることから、療育室内をパーティションで仕切り、1部屋で複数の児童が使用する場合もございます。また、ことばの教室は現在3人の教員が配置され、2市4町から児童37人が通級し、週に1時間の指導を受けておりますが、必要な指導スペースについては確保されているところでございます。今回の改修事業は、昭和58年度に建設された施設の老朽化が著しいことから、屋根、外壁の改修、トイレの改修、暖房設備の更新及び内装の改修等を行うものであり、これまでも時間帯によってはことばの教室の個別療育室を子ども通園センターで使用するなど施設内での連携を十分図りながら療育サービス等に極力支障が生じないよう努めているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回の、旧西保育所なのですよね、あそこの場所は。58年に建てられているという古い建物なのですけれども、そこに屋根、外壁等の修繕で今回は2,800万改修費が計上されているのです。この話で全てが保健福祉部長が何で答えるのかなど実は私は思っていまして、ことばの教室というのはそもそもが教育委員会の所管のはずなのです。そこも併せてわざと総括質疑にしているのですけれども、どうもそこがずっと私は気になってきているのですけれども、ことばの教室そのものは中央小学校の先生方がここに来てやっているわけです。通う子供たちにとってみると、都合がいいことかもしれな

いのですけれども、片や厚生労働省の所管、片や文部科学省の所管が一緒の1つの部屋に、家というか、施設に入っていて、少しこら辺をしっかり整理するのと同時に、今は2市4町で相当な数の子供たちが通ってきているかなと思うのです。ここで外壁、屋根を直すということはほぼここずっとやっているという砂川市の姿勢だと思うのですけれども、教育委員会としてはこのことばの教室が、本来通級指導教室と言つていいのがことばの教室だと思うのです。つまり子供たちは普通教室で授業をしながら学校の中で、通級ですから、授業中にそっちに行って勉強するなら勉強する、訓練するなら訓練するというのがことばの教室そのものの役割なはずです。ところが、今現在は多分子供たちは学校が終わってからここに通ってきていると思うのです。そのこと自体が、子供たちは多分そこから訓練を受けたりなんかしていくと、帰りは5時とか6時とかというのが現状なのかなと思うのです。本来の姿でいえば、このことばの教室は先ほども言ったとおりで通級だから、授業中にそれが行われるはずな授業だと思うのです。でも、ずっと砂川市はここを併せてやってしまっているのです。しかも、今は2市4町、これも皆さん困っている、小さなまちは困っているから、ここに来てというのも砂川市は中心市としてはとってもいいこと、立派なことをやっているかなというところもあるのですけれども、例えば新十津川、奈井江辺りだったら、ことばの教室等は自分のところでしっかりとやられたほうがいいかなというところもあるかなとも思っています。それで、今全部保健福祉部長が答えられたので、あえて2回目なのですけれども、ことばの教室についての、教育委員会としてこの場所でいいものなのか、ずっとこのままやっていくのかというところもお伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ことばの教室、通級指導教室の考え方ということでございますが、ここの始まりは昭和五十二、三年だったと思います。このときには学校に通う子もその前の子も一緒に言葉を中心にそれを何とかしてあげようというのが始まりでございますが、先ほども説明ありましたけれども、平成19年には制度が変わりまして、子供のほうもそうですし、通級学級のほうもそうですし、通級学級は特に平成19年度の制度改革で発達障害と言われるお子さんも通級指導教室に通えるようになっています。ですから、今現在も通っておりますので、名称はことばの教室ですが、内容的には通級指導教室ということになっていますので、これも私が平成28年4月に教育長になったときにその校区の中にあるので、中央小学校が母校ということになっていますが、これは実際にもし中央小学校にあったとしても一番多い砂川小学校の子は通ってこなければならないですし、他市町村の子も通ってこなければなりませんので、ですからそれだけいうと1校のところに持つていってもなかなか難しい部分はあります。ただ、協議させていただいているのです、内部協議で。中央小学校に持つていったほうがいいのか、あるいは一番多く通っている砂川小学校に持つていったらいいのかというの協議はさせていただいているの

ですが、2市4町に改めてまだご提示させていただいておりませんし、物理的にもう少しお金をかけないとそこに持っていくというのは非常に難しい状況にありますので、ですからこれが統合時のところまでにはここは整理をつけたいというのがあります。それから、必ず今までは2市4町、市内も授業が終わってから通ってきています。これでと、現在37人ですけれども、本当に37人だけで時間が取られてしまうのです。これを発達障害の方が多く通うようになるとすれば40人、45人見てあげなければならぬのです。ということで、ここ2年ぐらい前からはことばの教室から、これは市内限定ですけれども、市内の学校が許すのであれば、その授業の時間中にことばの教室の教員が出向いて、そこで通級指導を行うという、これはまだ試みですので、本格的に進んでおりませんけれども、こういうことも踏まえて、できれば通えるような子はもっとそこに通っていくと。それが今適正配置につながっていくのは、中学校に通級指導教室はないのですが、主にことばの教室に入っているお子さんが小学校3年生、4年生で卒業してしまうと、中学校では必然的に必要かどうかということなのですが、ただ発達障害のお子さんが入ってくるとそれはふだんは通常学級ですけれども、中学校に行つても通級指導教室が必要ではないだろうかと、この論議を今適正配置の中でさせていただいていますから、そうなると発達障害の子もこれからはどんどんことばの教室に入つていただいて、中学校につなげるだけのお子さんができてくれば中学校に通級指導教室をつくるという議論にもなっていくかと思いますので、今は仕組みの中で少し多くのお子さんを見られないかどうかということで検討させていただいています。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目の質問になるのですけれども、これは今大きなお金をかけて屋根、外壁を修繕するという、そこはいいのですけれども、ただ整理するものは整理した上で、子供にとっての、まさに障害児の子供たちをこれからどうしていくのかという大事な施設なはずなのです。そのところはただ単純に今の建物が古くなつて、外壁、屋根が傷んだからそこを直すという感覚にしか私は取れないので、これでよかつたのかなと実は思つていて、先ほどのことばの教室の関係も、これも両方合わせて、最近行つていないのですけれども、狭いところです。中も西保育所の状況なので、パーティション1枚でとおっしゃっていたけれども、それでこのままずっと屋根、外壁を直したものを使つ続けていくという意思だと思うので、このことは。もう少し前に、本当にどうなのだろうというところまで詰めた上で改修をしてほしかったと思っています。ことばの教室に関しては今教育長がおっしゃられたので、多分中学校の通級の関係も含めて意識はされていくのだろうと思っているのですけれども、あえて市長、予算を取るときに当然ヒアリングされてきたと思うのですけれども、市長です。これは2市3町の中心的に砂川市が引き受けていると言つたら変ですけれども、やつているものですから、今後のことばの教室、あるいは子育て通園センター、もう一つ、ホームページを見ると放課後、デイもやつているみたいです、

ここで。何だかいつの間にかいいろいろな機能をここにぶち込んでしまっているのだけれども、それでよかったのだろうか、よいのだろうかと思っているのですけれども、最後の質問なので、市長はこの辺のところはどう考えられて、今回の外壁、屋根の予算をオーケーとされて、今回計上されているのかお伺いをしたいと思うのですけれども。副市長が詳しいのなら副市長でもいいです。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私の知っている範疇でお答えをしたいと思うのですけれども、手狭でないかと小黒議員は言っていましたけれども、私も手狭でないかということで3回ぐらい建物に行きました、確かに狭いことは狭いけれども、事務所の部分が狭い感じなのですけれども、これで十分やれますからという話ではありました。ただ、私が行ったときには、建て替えするとか直すという話をする前にどんな状況かを見に行ったと。2市4町でやっているので、非常に難しいところが、うちは直すといつたら直してもいいのだけれども、それぞれの負担が各市町にいくわけで、財政的に厳しいというところもあつたりして、新しくすることによる負担が大きくなると、そういう話を担当課長クラスで話したのですが、そのときにそういう話も数年前に出ていました、なかなか、一般的には1市3町だとちょうどいいぐらいでなるのですけれども、新十津川が入ってきていると、結構新十津川の人たちが多いのです。やれないことはないですという話は指導員の方がされていましたので、問題はどこまで直すか。何十年か続くぐらいにどんとやってしまって、その負担がそれぞれの市町にいくときに結構、各市町ですか、大きいのは困るという話も現実にございまして、難しい話なのです。そういうのがあって、何とか今のところやれるところまではしっかりとやっていって、その負担額についてはそれぞれのまちにこれぐらいの負担がいくけれどもということを了承を取ったという経過を聞いています。一度もめたことがございまして、なかなか広域でやるのは難しいと思いながらも何とかまとまってきているけれども、今やれるのはこのぐらいがいいところで、その後の推移によっては、内装も外装も全部やるので、結構よくはなるとは思うのですけれども、主体構造部自体がもともと古いものですから、小黒議員の言われるのはよく私も理解しますけれども、現状の中では何とかこれでやっていかざるを得ないかと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております18議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

第2予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

#### ◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時37分